

「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の策定について

1 策定の目的

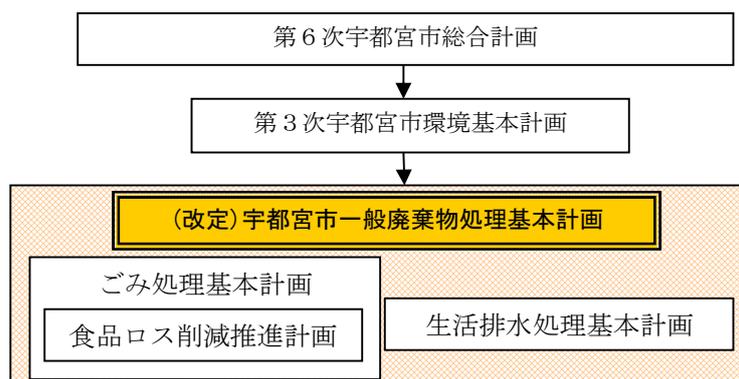
本市においては、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、循環型社会の実現を目指すため、15か年を計画期間とする「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、5年ごとに改定を行い、ごみ及び生活排水の適正処理を推進してきたところである。

このような中、少子・超高齢社会の進行や人口減少などに加え、食品ロスや海洋プラスチックごみなどの世界的な課題への対応、生活排水処理施設の老朽化など、一般廃棄物を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況を的確に捉え、ごみ及び生活排水処理における評価や課題等を明らかにした上で、取組をより一層推進し、新たな15年先の方向性を定める「一般廃棄物処理基本計画」を策定する。

2 計画の位置付け

- ・ 「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画「産業・環境」及び「都市空間・交通」を実現するための計画
- ・ 環境全般の指針となる「第3次宇都宮市環境基本計画」における廃棄物分野の関連計画
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく規定により、市町村の区域内における「一般廃棄物の処理」に関する事項を定める計画
- ・ SDGsのゴール「12 つくる責任つかう責任」や「6 安全な水とトイレを世界中に」などの達成に貢献する計画



3 計画期間

令和3年度から令和17年度までの15年間

(国が定める「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」に基づき、施設整備や制度設計など中長期的な変化と整合を図る必要があることから、長期の目標年次を15年先とし、概ね5年ごとに改定するもの)

4 策定経過

| | |
|-----------|-----------------------|
| 令和 2年 9月～ | 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会（3回開催） |
| 12月 | パブリックコメントの実施 |
| 令和 3年 3月 | 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会 答申 |

5 計画の内容・特徴

(1) 内容

- ・ 「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」概要版・・・別紙

(2) 特徴

- ・ **県内他市に先駆けた食品ロス削減推進計画の策定**
食品ロスの発生抑制や食品廃棄物の再生利用等の施策について、新たに策定する「宇都宮市食品ロス削減推進計画」に位置付け、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって、食品を無駄にしない意識の醸成と行動の定着を図りながら着実に推進する。

- ・ **廃棄物を取り巻く新たな課題に対応する資源循環プロジェクトの推進**
廃棄物を取り巻く新たな課題（食品ロス問題、海洋プラスチックごみ問題）への対応やSDGsの達成に向け、「資源循環プロジェクト」を設定し、様々な分野において取組を推進する。

【指標】

- ・ 家庭系一人1日当たりごみ排出量（資源物以外）：559g/人・日（R1）
⇒540g/人・日（R7）
- ・ 事業系ごみ総排出量（資源物以外）：43,425t（R1）⇒41,100t（R7）

【主な事業】

- ・ 対応言語の増やAI自動応答サービスの導入などによる分別強化推進
- ・ 食品ロス削減推進計画に基づく、事業者等との連携などによる食品ロス削減の推進
- ・ ICTの活用検討などによるプラスチックごみの発生抑制の推進

- ・ **生活排水処理施設の統廃合及び長寿命化の推進**

人口減少や施設の老朽化など、施設を取り巻く環境が厳しさを増している中、資産を最大限に活用し、サービスを持続していく必要があることから、生活排水処理施設の公共下水道への接続による統廃合や、設備の更新や修繕による長寿命化を推進する。

【指標】

- ・ 生活排水処理人口普及率：98.7%（R1）⇒100%（R7）
- ・ 生活排水処理率：95.7%（R1）⇒98.1%（R7）

【主な事業】

- ・ 公共下水道や合併処理浄化槽の整備推進
- ・ 生活排水処理施設の統廃合等の推進
- ・ 合併処理浄化槽の適正管理の推進

第1部 序論

1 策定の目的

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、循環型社会の実現を目指すため、一般廃棄物を取り巻く環境の変化を踏まえ、ごみ及び生活排水処理における評価や課題等を明らかにすることで、取組をより一層推進し、新たな15年先の方向性を定める「一般廃棄物処理基本計画」を策定するもの

2 位置付け

- 第6次宇都宮市総合計画の分野別計画を実現するための計画
- 「第3次宇都宮市環境基本計画」における廃棄物分野の関連計画
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく規定による計画
- SDGsのゴールの達成に貢献する計画

3 計画期間

令和3年度～令和17年度までの15年間(5年ごとに改定)

4 国・県の動向

- (1) 食品ロス
 - 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行(令和元年10月)
 - 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の策定(令和2年3月)
- (2) 海洋プラスチックごみ
 - 「プラスチック資源循環戦略」の策定(令和元年5月)
 - 「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」(令和元年8月)
- (3) 生活排水処理の適正化
 - 「浄化槽法の一部を改正する法律」の施行(令和2年4月)

5 社会情勢の変化

- 少子・超高齢社会の進行
- 人口減少局面への突入
- 外国人住民の増加
- 食品ロスや海洋プラスチックごみなどの世界的な環境問題への意識の高まり
- 生活排水処理施設の老朽化

第2部-1 ごみ処理基本計画

1 現状と課題

- (1) 家庭系ごみ 一人1日当たりごみ排出量(資源物以外) 目標値(R2) 530g/人・日 現状値(R1) 563g/人・日
 - 焼却ごみの中に含まれるプラスチック製容器包装などの資源物の割合は横ばいとなっている。
 - 意識調査結果によると、市民の意識醸成や行動促進は図られつつあるが、資源物以外のごみ量は横ばいから増加傾向にある。
 - 共同住宅や外国人などの行政情報が行き届きにくい世帯の増加による分別の不徹底、超高齢化に伴う在宅介護に関連するごみの増加、世帯数の増加に伴う粗大ごみの増加が考えられる。
- (2) 事業系ごみ 総排出量 目標値(R2) 43,300t 現状値(R1) 45,203t
 - ごみ量は減少傾向にあり、戸別訪問指導等の周知啓発の実施による効果が見受けられる。
 - 更なる資源化の推進にあたっては、事業系生ごみなど、分別や費用面で課題があり、事業者主体の取組が進みにくい。
- (3) 資源化量 リサイクル率 目標値(R2) 22.9% 現状値(R1) 14.9%
 - 焼却ごみの中に含まれるプラスチック製容器包装などの資源物の割合は横ばいとなっている。
 - 書籍の発行部数の減少などによる資源物の発生量の減少や、民間主導によるリサイクルの進展により、資源物の排出方法が多様化していることから、行政回収・集団回収ともに資源化量は5年間で大幅に減少している。
- (4) 最終処分 処分量 目標値(R2) 17,200t 現状値(R1) 22,704t
 - 一時的に増加したが、スラッグの生産量を増やし、焼却主灰を減容化するため、最終処分量は減少見込みである。
- (5) その他
 - 国等の動向を踏まえ、食品ロスの削減と海洋プラスチックごみ対策の推進に係る取組が加速している。

(1) 家庭系

- ・プラ製容器包装など、正しい分別に関する周知啓発が必要
- ・食品ロスなどの発生抑制・再使用に関する取組の強化が必要
- ・情報が行き届きにくい世帯などターゲットを捉えた周知啓発が必要

(2) 事業系

- ・さらなる適正処理の推進が必要
- ・費用対効果を踏まえた事業者主体の資源化施策の検討が必要

(3) 資源化量

- ・正しい分別に関する周知啓発が必要
- ・市域における資源化量を把握し、状況を確認していくことが必要

(4) 最終処分

- ・計画的な最終処分の実施や処分場の適切な維持管理の確保が必要

(5) その他

- ・持続可能な循環型社会の形成に向け、食品ロスや海洋プラスチックごみなどの世界的な課題への対応が求められている。

2 ごみ処理の基本理念と施策体系

(1) 基本理念

市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって、持続可能な循環型社会を形成します。



(2) 目標値となる基本指標

| 指標 | 単位 | 基準値※ | R7 | R12 | R17 | 目標値設定の考え方 |
|------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------------------------------------|
| 家庭系一人1日当たりごみ排出量(資源物以外) | g/人・日 | 559 | 540 | 520 | 500 | 国の指針等に示された値を基に、施策の効果や市民の行動の定着を見込んだもの |
| 事業系ごみ総排出量(資源物以外) | t/年 | 43,425 | 41,100 | 40,200 | 39,200 | 減少傾向を踏まえた上で、施策の効果等を見込んだもの |
| 最終処分量 | t/年 | 22,648 | 17,200 | 16,000 | 15,000 | 中間処理後の減容化を見込んだもの |

※基準値については、令和元年度台風第19号における災害廃棄物の発生量を除いた令和元年度の実績を使用する。

| | | |
|-------------------|----------------------|------------------------|
| 【市域における資源化状況確認項目】 | R1(現状値) 29,911.31t/年 | 行政回収+集団回収+許可事業者による資源化量 |
|-------------------|----------------------|------------------------|

(3) 施策体系と施策事業

| 基本方針 | 基本施策 | 施策事業 | 方向性 | 重点 | 取組指標 ※目標年度は令和7年度 |
|--------------|-------------------|-----------------------|------|----|---|
| 発生抑制・再使用の促進 | 普及啓発の推進 | もったいない運動との連携 | 【拡充】 | ○ | ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数 |
| | | 分別強化推進 | | | |
| | | 環境教育の推進 | | | |
| | | 家庭系生ごみの減量化の推進 | | | |
| 発生抑制の促進 | 発生抑制の促進 | 食品ロス削減の推進 | 【新規】 | ○ | 市が実施したフードドライブの参加者数 |
| | | 家庭ごみ有料化の調査・研究 ※中長期施策 | 【新規】 | ○ | 【現状値】121人/年 【目標】400人/年 (食品ロス削減推進計画と共通の指標とする。) |
| | | プラスチックごみの発生抑制の推進 | | | |
| 再使用の促進 | 再使用の促進 | リユース品の利用促進 | 【拡充】 | ○ | 【現状値】514t 【目標】1,500t |
| | | 粗大ごみの再生品販売 | | | |
| 資源循環利用の推進 | 資源循環利用の推進 | 拠点回収事業による資源化の推進 | 【拡充】 | ○ | 市が主体となって取り組む廃棄物系バイオマスの資源化量 |
| | | 公共施設における資源化の推進 | | | |
| | | 新たな資源循環利用の推進 | | | |
| | | 市民・事業者主体による資源化の促進 | | | |
| エコショップ等の普及促進 | | | | | |
| 資源物集団回収の推進 | | | | | |
| 適正な処理の推進 | 適正な収集・処分体制の推進 | ごみステーションの維持管理への支援 | 【拡充】 | ○ | 行政収集及び工場への搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集及び受入れを行った日数の割合 |
| | | 適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制の確保 | | | |
| | | 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理 | | | |
| | | 災害廃棄物の適正処理に向けた対応 | | | |
| | | 事業系生ごみの適正処理の推進 | | | |
| 適正処理の推進 | 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進 | 【現状値】100% 【目標】100%を維持 | | | |

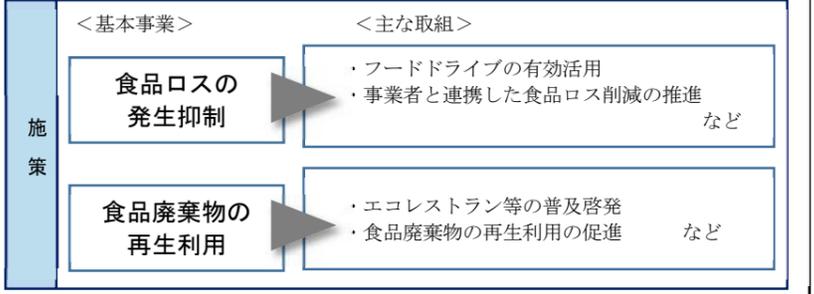
3 資源循環プロジェクト

廃棄物を取り巻く新たな課題(食品ロス問題、海洋プラスチックごみ問題)の解決やSDGsの達成に向け、「資源循環プロジェクト」を設定し、様々な分野において取組を推進する。

Project1: 食品ロス削減プロジェクト【宇都宮市食品ロス削減推進計画】

<取組の方向性>

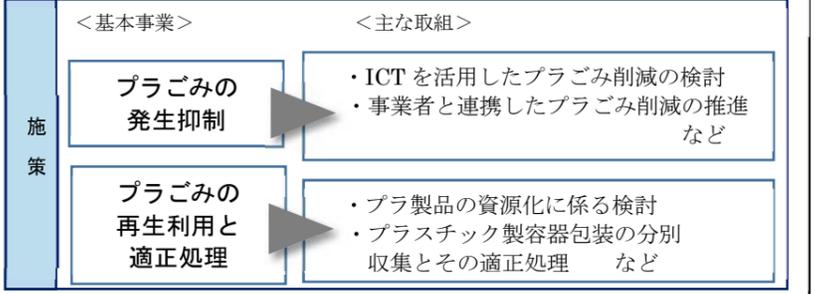
一般廃棄物処理基本計画から関連する施策を位置付けるとともに、関連計画との調和を図りながら、食品ロスの発生抑制及び食品廃棄物の再生利用等に向けた取組を推進する。



Project2: プラスチック・スマートプロジェクト(海洋プラスチックごみ対策の推進)

<取組の方向性>

一般廃棄物処理基本計画から関連する施策を位置付けるとともに、関連計画との調和を図りながら、プラスチックごみの発生抑制や再生利用・適正処理に向けた取組を推進する。



第2部-2 ごみ処理基本計画

4 収集運搬・中間処理・最終処分体制

- (1) 収集運搬体制 ごみの減量化・資源化を推進し、排出された資源とごみについては、市としての一般廃棄物の処理責任を果たすため、事業者とも連携しながら、適切な収集運搬を実施し、安全かつ適正に処理を行う。また、国等の動向や、社会環境の変化などを踏まえるとともに、収集するごみの量とのバランスを考慮しながら、必要な運搬能力を確保し、本市に適した効果的・効率的な収集運搬体制を推進する。
- (2) 中間処理体制 現行体制を継続するが、中・長期的にはクリーンパーク茂原の長寿命化総合計画を踏まえ、必要な修繕・整備工事の実施により、安定的な処理体制を確保するため、施設の予防保全を図る。令和5年度以降は、上三川町との2市町における広域処理を継続して実施する。また、本市で処理やリサイクルができない廃棄物については、事業者を活用する。
- (3) 最終処分体制 エコパーク下横倉において、埋立処分を行う。また、長期的な安定処理に向けて、埋立計画期間の満了を見据えながら、最終処分量の削減を図る。

第3部 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水処理施設の整備状況 生活排水処理人口普及率 目標値 (R1) 98.6% 実績値 (R1) 98.7%

- 整備状況を評価する指標は目標を達成した。
- 「単独処理浄化槽」や「汲み取りトイレ」から合併処理浄化槽への転換が、経済的理由や現状で困らないという理由により進みにくい状況である。

・整備率100%に向け、引き続き、公共下水道の計画的な整備や補助制度の活用による合併処理浄化槽の設置促進が必要
・転換につながる効果的な周知啓発活動の検討が必要

(2) 生活排水処理施設への接続状況 生活排水処理率 目標値 (R1) 95.1% 実績値 (R1) 95.7%

- 接続状況を評価する指標は目標を達成した。

・接続率100%に向け、引き続き、戸別訪問の実施などにより、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続促進が必要

(3) 生活排水処理施設の適正管理

- 生活排水処理施設の老朽化や人口減少が進む中、効率的な運営管理手法の検討が必要となっている。
- 浄化槽法に基づく法定水質検査（11条検査）の未受検者に対する受検促進通知の送付により、受検率は、毎年上昇している。（H27：60.2% ⇒ R1：72.1%）

・老朽度や経済性を踏まえながら、公共下水道への接続や設備の更新・修繕を計画的に実施し、ライフサイクルコストの低減や効率的な維持管理の推進が必要
・法定水質検査受検率の更なる向上に向け、適正な維持管理指導の継続実施が必要

(4) し尿・浄化槽汚泥等の適正処理

- 適正かつ安定した収集運搬体制や最終処分体制を確保している。
- 中間処理体制については、川田水再生センターにおける、し尿・浄化槽汚泥の一体処理に向けた受入施設を整備し、供用を開始している。

・引き続き、現体制による適正な収集運搬や最終処分の継続が必要
・一体処理開始後、受入施設を適正に維持管理し、安定した処理の継続が必要

2 生活排水処理の基本理念と施策体系



(1) 基本理念

良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します。

(2) 目標値となる基本指標

| 指標 | 単位 | R1 (基準値) | R7 (短期) | R12 (中期) | R17 (長期) |
|-------------|----|-------------|------------|-------------|-------------|
| 生活排水処理人口普及率 | % | 98.7 | 100 | 100 | 100 |
| 生活排水処理率 | % | 95.7 | 98.1 | 100 | 100 |

(3) 施策体系と施策事業

| 基本方針 | 基本施策 | 施策事業 | 方向性 | 重点 | 取組指標 |
|------------------------|-----------------|------------------|-------------|----|---|
| 生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理 | 生活排水処理施設の整備推進 | 公共下水道の整備推進 | | ○ | 生活排水処理人口普及率 【R1実績】98.7%【R7目標】100.0% |
| | | 合併処理浄化槽の整備推進 | | ○ | |
| | 生活排水処理施設への接続促進 | 生活排水処理施設への接続促進 | | | 生活排水処理率 【R1実績】95.7%【R12目標】100.0% |
| 生活排水処理施設の適正管理 | 生活排水処理施設の適正管理 | 生活排水処理施設の統廃合等の推進 | 【拡充】 | ○ | 浄化槽法第11条検査受検率 【R1実績】72.1%【R12目標】100.0% |
| | | 合併処理浄化槽の適正管理の推進 | 【拡充】 | ○ | |
| し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理 | し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理 | 安定した収集運搬の推進 | 安定した収集運搬の実施 | | し尿・浄化槽汚泥等処理量 【R7見通し】73.2kl/日 |
| | | 安定した中間処理の推進 | 安定した中間処理の実施 | | |
| | | 安定した最終処分の推進 | 安定した最終処分の実施 | | |

3 収集運搬・中間処理・最終処分体制

(1) 収集運搬体制

し尿については全市業務委託を継続するとともに、浄化槽汚泥等については許可業者による収集運搬を実施する。

(2) 中間処理体制

収集運搬したし尿・浄化槽汚泥の処理について、川田水再生センターの受入施設を適正に維持管理を行い、効果的な効率的な中間処理を実施する。

(3) 最終処分体制

川田水再生センターの受入施設で発生したし渣については、市の清掃工場における焼却処理後、エコパーク下横倉で適正かつ安定した最終処分を実施する。

第4部 推進体制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく規定により、本計画を実施するため、一般廃棄物処理実施計画（年次計画）を策定し、点検・評価結果を廃棄物減量等推進審議会へ報告する。

